

岩手県告示第374号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の2に規定する養殖業に係る次の加入区及び養殖業の区分について、同法第125条の6第3項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、同条第3項の規定による届出を審査した結果、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認める。

平成23年6月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

加入区の名称	養殖業の区分
高浜加入区	特定かき養殖業
津軽石加入区	特定かき養殖業
大沢加入区	特定かき養殖業
山田湾加入区	特定かき養殖業
船越湾加入区	特定かき養殖業
吉里吉里加入区	特定かき養殖業
鵜片浦加入区	特定かき養殖業
白浜浦加入区	特定かき養殖業
唐丹町加入区	特定かき養殖業
泊加入区	特定かき養殖業
赤崎加入区	特定かき養殖業
大船渡加入区	特定かき養殖業
大野加入区	特定かき養殖業
泊中沢加入区	特定かき養殖業
大陽加入区	特定かき養殖業
小友加入区	特定かき養殖業
米崎町加入区	特定かき養殖業
気仙町加入区	特定かき養殖業